

室蘭基署発 0614 第 1 号  
令和 4 年 6 月 14 日

団体各位

室蘭労働基準監督署長



### 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働基準行政の推進につきましては、日頃からご協力・ご支援をいただき感謝申し上げます。

さて、化学物質による休業 4 日以上の労働災害(がん等の遅発性疾病を除く。)の原因となった化学物質の多くは、特定化学物質障害予防規則等の対象外となっております。

このような状況を踏まえ、厚生労働省においては今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和 4 年厚生労働省令第 9 1 号)及び化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する件(令和 4 年厚生労働省告示第 1 9 0 号)を令和 4 年 5 月 3 1 日に公布し、公布日から施行(一部については、令和 5 年 4 月 1 日又は令和 6 年 4 月 1 日施行)することといたしました。

つきましては、概要を示したリーフレットを同封いたしますので、傘下会員事業場に対し、本改正内容等が周知されるようご協力をお願い申し上げます。

なお、本件に係る参考資料につきましては、厚生労働省ホームページにも掲載されていますので、詳細は下記 URL よりご参照ください。

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2022 年 5 月 > 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_25984.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25984.html)

【担当】

室蘭労働基準監督署 第 3 方面

電話 0143 - 23 - 6131